

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和<u>5</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																						
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1 1 指定公共機関</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1 1 指定公共機関</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 469 490 512">機関名</th> <th data-bbox="490 469 1050 512">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 512 490 660">日本郵便株式会社 北 陸 支 社</td> <td data-bbox="490 512 1050 660">1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 660 490 735">西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社</td> <td data-bbox="490 660 1050 735">緊急輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 735 490 810">日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店</td> <td data-bbox="490 735 1050 810">救援物資の輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 810 490 885">西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店</td> <td data-bbox="490 810 1050 1350" rowspan="6">通信の確保に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 885 490 960">エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 960 490 1035">株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1035 490 1110">K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1110 490 1185">ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1185 490 1260"><u>(新 設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1260 490 1350">日本赤十字社 石 川 県 支 部</td> <td data-bbox="490 1260 1050 1350">1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1350 490 1425"><u>(新 設)</u></td> <td data-bbox="490 1350 1050 1425"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。	西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。	西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店	株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社	K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社	ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)	<u>(新 設)</u>	日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。	<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 469 1471 512">機関名</th> <th data-bbox="1471 469 2029 512">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 512 1471 660">日本郵便株式会社 北 陸 支 社</td> <td data-bbox="1471 512 2029 660">1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 660 1471 735">西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社</td> <td data-bbox="1471 660 2029 735">緊急輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 735 1471 810">日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店</td> <td data-bbox="1471 735 2029 810">救援物資の輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 810 1471 885">西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店</td> <td data-bbox="1471 810 2029 1350" rowspan="6">通信の確保に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 885 1471 960">エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 960 1471 1035">株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1035 1471 1110">K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1110 1471 1185">ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1185 1471 1260"><u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1260 1471 1350">日本赤十字社 石 川 県 支 部</td> <td data-bbox="1471 1260 2029 1350">1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1350 1471 1425"><u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u></td> <td data-bbox="1471 1350 2029 1425"><u>電力供給に関する こと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。	西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。	西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店	株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社	K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社	ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)	<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u>	日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。	<u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u>	<u>電力供給に関する こと。</u>	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																							
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。																																							
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。																																							
西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。																																							
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店																																								
株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社																																								
K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社																																								
ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)																																								
<u>(新 設)</u>																																								
日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。																																							
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>																																							
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																							
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。																																							
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。																																							
西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。																																							
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店																																								
株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社																																								
K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社																																								
ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)																																								
<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u>																																								
日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。																																							
<u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u>	<u>電力供給に関する こと。</u>																																							

現 行		修 正 案		備 考
日本放送協会 金沢放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関する こと。 2 災害情報、各種指示等の伝達に関する こと。	日本放送協会 金沢放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関する こと。 2 災害情報、各種指示等の伝達に関する こと。	
日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融上の措置等に関する こと。	日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融上の措置等に関する こと。	
中日本高速道株式会社	1 高速自動車道の維持管理及び防災対策 の実施に関すること 2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保 に関すること。 3 高速自動車道の早期災害復旧に関する こと。	中日本高速道株式会社	1 高速自動車道の維持管理及び防災対策 の実施に関すること。 2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保 に関すること。 3 高速自動車道の早期災害復旧に関する こと。	
日本通運株式会社 (金沢支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に 関すること。	日本通運株式会社 (金沢支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に 関すること。	
福山通運株式会社 (金沢支店)		福山通運株式会社 (金沢支店)		
佐川急便株式会社 (北陸支店)		佐川急便株式会社 (北陸支店)		
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)		ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)		
イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保	イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保	
ユニー株式会社		ユニー株式会社		
株式会社セブンイレブン・ジャパン		株式会社セブンイレブン・ジャパン		
株式会社ローソン		株式会社ローソン		
株式会社ファミリーマート		株式会社ファミリーマート		
株式会社セブン&アイ・ホール ディングス		株式会社セブン&アイ・ホール ディングス		
12～14 (略)		12～14 (略)		
第5節 (略)		第5節 (略)		

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第 3 節 原子力防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を<u>行う</u>ことが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 4 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(1) 県は、国が示す<u>施設</u>要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療機関を登録する。</p> <p>(2) 県は、おおむね 3 年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が<u>施設</u>要件に合致している<u>か否か</u>を確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第 3 節 原子力防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を<u>受ける</u>ことが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 4 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(1) 県は、国が示す<u>指定</u>要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療機関を登録する。</p> <p>(2) 県は、おおむね 3 年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が<u>指定</u>要件に合致している<u>こと</u>を確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、国と連携して、<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(5) <u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。</p> <p>(6) 県は、国、<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関する者に対する研修・訓練を実施する。</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 1 防護資機材等の整備 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>災害応急対策に従事</u>する防災業務関係者の安全を確保するため、防護資機材等を整備する。</p> <p>第10節～第18節</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、国と連携して、<u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター(基幹高度被ばく医療支援センターを含む。以下(5)、(6)において同じ。)</u>及び原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(5) <u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び</u>原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。</p> <p>(6) 県は、国、<u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター</u>及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関する者に対して、<u>複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した</u>研修・訓練を実施する。</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 1 防護資機材等の整備 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動</u>する防災業務関係者の安全を確保するため、防護資機材等を整備する。</p> <p>第10節～第18節</p>	

現 行		修 正 案		備 考
第 3 章 原子力災害応急対策計画		第 3 章 原子力災害応急対策計画		
第 1 節～第 2 節 (略)		第 1 節～第 2 節 (略)		
第 3 節 緊急時の措置		第 3 節 緊急時の措置		
1～3 (略)		1～3 (略)		
4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)		4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)		
(1)～(2)イ (略)		(1)～(2)イ (略)		
ウ 県現地本部の班名及び所掌事務		ウ 県現地本部の班名及び所掌事務		
班名	所掌事務	班名	所掌事務	
連絡調整班	1 県現地本部の運営に関すること。 2 県本部との連絡調整に関すること。 3 県現地災害対策本部員会議に関すること。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関すること。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること。 9 住民への広報に関すること。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	連絡調整班	1 県現地本部の運営に関すること。 2 県本部との連絡調整に関すること。 3 県現地災害対策本部員会議に関すること。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関すること。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること。 9 住民への広報に関すること。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	
原子力災害医療班	1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関すること。 2 原子力災害医療措置に関すること。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	原子力災害医療班	1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関すること。 2 原子力災害医療措置に関すること。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 4 <u>県及び関係市町が緊急事態応急対策の実施を要請した民間事業者等の被ばく管理や健康管理の支援に関すること。</u> 5 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	
住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 飲食物の摂取制限等に関すること。 4 立入制限、交通規制等に関すること。 5 住民等の避難等に関すること。 6 住民等からの問い合わせに関すること。 7 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	住民生活班	1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 飲食物の摂取制限等に関すること。 4 立入制限、交通規制等に関すること。 5 住民等の避難等に関すること。 6 住民等からの問い合わせに関すること。 7 その他県現地本部長が指示する事項に関すること。	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>10 防災業務関係者の防護措置</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保</p> <p><u>県現地本部長及び関係市町の長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国から派遣された専門家及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるように配慮する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>10 <u>被ばくの可能性のある環境下で活動する</u>防災業務関係者の防護措置</p> <p>(1) <u>被ばくの可能性のある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保</p> <p><u>被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うとともに、国から派遣された専門家等との連携を密にし、当該者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性のある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p> <p><u>被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者は、事態の進展に応じ、国の指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動する。</u></p> <p>(2) <u>被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者に対する原子力災害対策</u></p> <p><u>ア 被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）が属する組織は、次の放射線業務従事者の被ばく線量限度を参考にすることを基本とし、放射線防護に係る指標を定めるものとする。要請を受けて緊急事態応急対策を実施する組織は、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議することとする。</u></p> <p><u>指標：実効線量で1年間につき50mSvかつ、5年間につき100mSvを上限とする。</u></p> <p><u>ただし、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>エ 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力災害対策指針を踏まえ、次の対応を行うなど、防災対策に係る被ばく線量をできるだけ少なくする努力を講じる。</p> <p>(7) 直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布する。</p> <p>(イ) 必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、また、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行う。</p> <p>(ウ) 輸送手段、連絡手段を確保する。</p> <p>11～14 (略)</p>	<p><u>必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。</u></p> <p><u>眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。</u></p> <p><u>皮膚：等価線量で1Svを上限とする。</u></p> <p><u>なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行う。</u></p> <p><u>イ 県及び関係市町は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備する。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が防護装備等を速やかに利用できるよう、必要な整備を行わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理等被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>県及び関係市町の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</u></p> <p>11～14 (略)</p>	

現 行					修 正 案					備 考
第8節～第9節 (略)					第8節～第9節 (略)					
第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1～5 (略)					第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1～5 (略)					
6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車 の確保等 に関する協定書					6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車 による物資の緊急・救護輸送等 に関する協定書					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 トラック協会	H8.3.28	076-239-2511	076-239-2287	石川県	(一社)石川県 トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287	
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定					災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	石川県	(一社)石川県 タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	
災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定					災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510	石川県	(一社)石川県 バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510	
災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定					災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	
石川県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	石川県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	
石川県	特定非営利活動法人 石川県小型船 安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783	石川県	特定非営利活動法人 石川県小型船 安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783	
第11節～第15節 (略)					第11節～第15節 (略)					
第4章 (略)					第4章 (略)					
第5章 (略)					第5章 (略)					